若松税理士事務所通信

平成３１年　２月号　No.７５

＜ごあいさつ＞

寒い日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか？インフルエンザやノロウイルス等も流行しておりますので、くれぐれもお体ご自愛下さい。

なお、ご案内致しましたとおり、２月１日に新事務所を開設致しました。これもひとえに皆様のご支援の賜物と深く感謝しております。今後とも格別のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

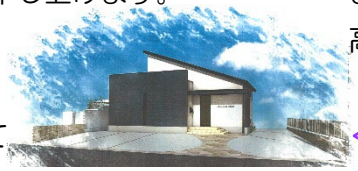

＜確定申告のご案内②＞

① 所得税の確定申告について

申告期限は、３月１５日までとなり、納付期限も同じ日になります。また、振替納税の手続きをしていれば、４月の中頃に指定口座から申告税額を自動的に納税する事も可能です。なお、平成 30 年分は４月２２日（月）になります。ただし、転居等により、所轄税務署が変わった場合には、新たに手続が必要となりますのでご注意下さい。また、平成 25 年１月１～平成 49 年 12 月 31 日（25 年間）までの間、復興特別所得税額 2.1％が課税されます。

② 消費税等の確定申告について

申告期限は、３月３１日までとなり、納付期限も同じ日になります。また、所得税と同様に振替納税の手続きが可能です。なお、平成 30 年分は４月２４日(水)になります。ただし、振替納税を初めて利用される方は、口座振替の依頼書を納税の期限までに、所轄税務署に提出する必要があります。

③ 青色申告承認申請手続について

提出期限は、青色申告書による申告をしようとする年の３月１５日（その年の１月 16 日以後、新たに事業を開始したり、不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日から２ヶ月以内。）までとなります。なお、相続により事業を承継した場合は、相続開始を知った日（死亡の日）の時期に応じて提出期限が違いますので、お問い合わせ下さい。

④ 青色事業専従者給与に関する届出について

一定の要件を満たす場合には、支払った給与を経費に算入することができます。提出期限は、青色事業専従者給与額を算入しようとする年の３月１５日（その年の１月 16 日以後、新たに事業を開始した場合や新たに専従者がいることとなった場合には、その開始した日や専従者がいることとなった日から２ヶ月以内）までとなります。

※①・②は、申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知書等によるお知らせはありません。
また、振替納税を利用されている場合には、通帳残高の確認を行う必要があります。

＜２・３月の税金関係＞

① １２月決算の確定申告・６月決算の中間申告
② 個人の確定申告・消費税の確定申告
③ 贈与税の申告（暦年課税…110 万円まで非課税）
④ 個人の青色申告の承認申請…３月１５日
⑤ 固定資産税の第４期分の納付…２月末日

＜若松家の出来事＞

現在、長男（年長）、次男（年中）、長女（２才）の３児の父親として育児に奮闘しております。

子供達の最近のマイブームは、お年玉で購入したアクアビーズです。手先の器用な長男はとても上手で、大きな作品も作ります。また、落ち着きのない次男も集中して頑張ります。なお、長女もお兄ちゃん達に混ざって一生懸命です。おかげで、家中作品だらけです。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々とご指導頂ければ幸いです。

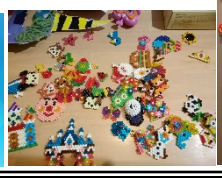

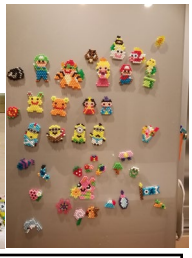

最後までお読みいただきありがとうございます。
ご質問等ございましたら、
電話・メール・ＦＡＸにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町 4-17
電　話：083-242-1448
ＦＡＸ：083-242-1449
E-mail： info@wakamatsu-office.com
ＨＰ：www.wakamatsu-office.com